令和９年度採用愛知県教育委員会外国人児童生徒等語学相談員　募集要項

１　採用予定人員

【スペイン語相談員】　１名
【フィリピノ語相談員】２名

２　配置予定教育事務所

【スペイン語相談員】
○　東三河教育事務所（豊橋市八町通５丁目４）
【フィリピノ語相談員】（いずれか）
○　尾張教育事務所（名古屋市中区三の丸２丁目６番地１）
○　知多教育事務所（半田市出口町１丁目３６）

３　応募資格

(1)　愛知県内の小・中学校、義務教育学校の教育活動や愛知県が実施する事業に関して理解があり、外国人児童生徒等への教育相談や日本語指導等に対する意欲と能力があること
(2)　日本語及び担当言語に堪能で、次のアからエのいずれにも該当する人
ア　日本と、担当言語圏の文化や生活習慣に精通していること
イ　心身ともに健康で、１年を通じて働くことができること
ウ　小・中学校教職員と連携が図れること
エ　勤務時には配置予定の教育事務所に通勤が可能で、勤務に支障のない住所地（訪問担当予定地区に通勤できる）に居住していること
(3)　国籍は問わない。ただし、外国籍受験者は在留期間等を確認するため、「在留カード」の写しを提出すること
(4)　年齢は問わない

４　業務内容

主に、配置先の教育事務所の計画に基づいて愛知県内の公立の小学校・中学校・義務教育学校（名古屋市立を除く。以下同じ）への訪問や、オンラインにより以下の業務を行う。
(1)　日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の補助及び学校生活に関する相談・適応指導・教科学習指導の補助
(2)　担当言語による DLA（「ことばの力のものさし」）等のアセスメントの実施や個別の指導計画作成に関する援助
(3)　保護者に対する教育相談及び保護者と学校の意思疎通を図るための通訳
(4)　教科書や学校からの通知文書等の翻訳
(5)　指導手引書・教材作成の援助
(6)　親子交流会等に関する援助
(7)　教職員研修会等における助言
(8)　進路指導等における通訳及び助言
(9)　その他所属長が命じた職務

５　身分・任用期間等

(1)　地方公務員法第２２条の２に規定する会計年度任用として任用される一般職の非常勤職員とし、勤務日数は週当たり５日間（１週２９時間以内）とする。
(2)　任用期間は採用の日からその日の属する年度の末日までとし、愛知県教育委員会が必要と認めた場合は、２回まで更新することがある。
(3)　原則として、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者とする。

6　勤務形態・時間

(1)　愛知県内の公立の小学校・中学校への訪問又は配置先の教育事務所に勤務する。
(2)　勤務時間は１週間当たり２９時間以内で、１日最長でも７時間４５分とする。

7　報酬等及び旅費

(1)　報酬：月額 224,520 円（令和８年度実績）
　　期末勤勉手当：3.0225 月分（新たに採用された場合の令和８年度実績）
　　通勤手当相当額：通勤方法及び距離に応じた額
(2)　訪問に要する旅費は別に支給する。
　※　報酬月額・期末勤勉手当は諸般の事情により令和８年度実績から変更になる場合があります。

8　申込方法

(1)　申込手続
　　以下の３点を郵送する。
　ア　愛知県教育委員会外国人児童生徒等語学相談員採用受験者履歴書
　　自筆（手書き）・日本語により、必要事項を記入の上、６か月以内に撮影した顔写真を貼ること
　　※　愛知県教育委員会義務教育課のＷｅｂサイトよりダウンロードして使用する。
　イ　小論文
　　○　テーマ「語学相談員を希望した理由とどんな支援をしたいか」
　　○　日本語で自分の考えを８００字程度でまとめる。１行目にテーマ、２行目に氏名を書く。自筆（手書き）で市販の原稿用紙に記入（ワープロ不可）
　　○　教育への熱意、仕事への意欲と理解、児童生徒への愛情を感じられるものであること。
　　※　小論文は語学相談員選考の資料とする。
　　○　表面に受験者本人宛の住所・氏名を記載する。
　ウ　「在留カード」の写し（外国籍受験者のみ）

(2)　申込先
　　〒４６０－８５３４
　　愛知県教育委員会義務教育課　教科指導・人権教育グループ
　　※　封筒の表に「語学相談員採用試験申込書在中」と朱書きすること

(3)　受付期間
　　令和８年１１月１２日(木)から令和８年１２月４日(金)必着

(4)　受験票の発送
　　受付後、当日の案内及び受験票を履歴書記載のメールアドレスに送付する。
　　各自でプリントアウトし、試験当日に持参すること。
　　※１２月１１日（金）までにメールが届かない場合は義務教育課までお問い合わせください。

9　試験

(1)　日時
　　令和８年１２月１７日（木）午前１１時から（受付開始午前１０時５０分）
　　※受験者数に応じて日程を変更する場合があります。受験票の発送時に案内します。

※各自で昼食を用意すること。

(2)　会場

愛知県三の丸庁舎　Ｂ１０２会議室・Ｂ１０４会議室
名古屋市中区三の丸二丁目６番１号
最寄り駅　地下鉄名城線「名古屋城」駅下車　５番出口より西へ徒歩約５分
※　会場までは公共交通機関を利用すること

(3)　内容

ア　筆記試験（辞書等持ち込み不可）
日本語で書かれた文書を担当言語に翻訳
聞き取ったまとまった日本語を担当言語に翻訳
担当言語で書かれた文書を日本語に翻訳
学校通訳の倫理・心得に関する問題

イ　面接試験
日本語を中心にした面接（１人１５分程度）

(4)　結果通知

令和９年１月７日（木）午前１０時　受験者全員にメールにて通知予定
※　令和９年１月７日（木）に、愛知県教育委員会義務教育課のＷｅｂサイトにも合格結果を受験番号により掲載する。

10　採用

(1)　試験合格者の健康診断及び最終意向確認を経て、その結果に基づき令和９年度愛知県教育委員会外国人児童生徒語学相談員採用予定者とする。事務打合せは、令和９年２月４日（木）に行う。

(2)　令和９年４月１日以降、採用する予定である。

11　その他

(1)　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ　愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(2)　令和８年１２月２５日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（「こども性暴力防止法」）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者の場合、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

(3)　試験に関し、記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(4)　日本国籍を有しない人も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合は採用されません。

(5)　採用は令和９年度の予算成立を前提とし、予算が成立しない場合は採用しないことがあります。

【問合せ先】　愛知県教育委員会　義務教育課
教科指導・人権教育グループ
電　　話　０５２－９５４－６７９９(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
電子メール　gimukyoiku@pref.aichi.lg.jp